

○H27.5.17 第6回自治基本条例を考える市民会議配布資料

【これまでの意見を踏まえた議会の条項内容について】

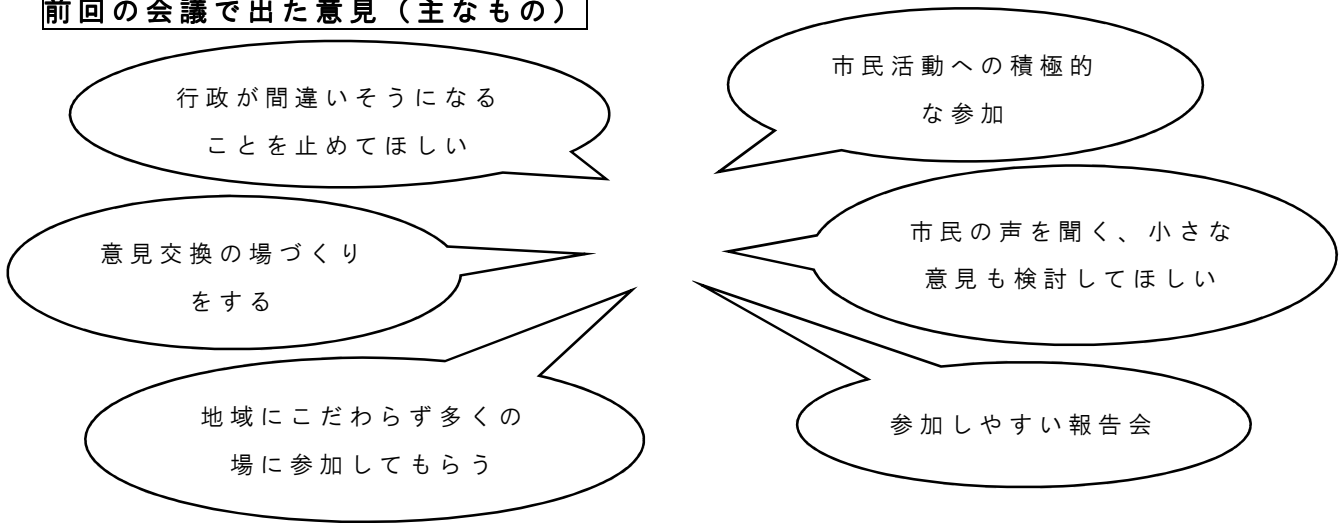
議会基本条例に定められている事項を基に前回の会議で出た意見を併せて条文案を事務局で作成しました。

これはあくまで事務局が独自で作成した参考のものですが、今後皆さんから出た意見を庁内組織でこのように条文の形にしていきます。今後の流れのイメージの参考にしてください。

島田市議会基本条例

第1条	目的	第10条	議員による資料の要求
第2条	議会の活動原則	第11条	会派の結成
第3条	議員の活動原則	第12条	議員相互の討議
第4条	会議の公開	第13条	調査制度等の活用
第5条	議会の活動に関する資料の公開	第14条	政務活動費の活用
第6条	議案に対する賛否の公表	第15条	議会図書室の管理運営等
第7条	議会報告会の開催等	第16条	研修の充実
第8条	事務執行の監視	第17条	議会事務局の整備
第9条	市長が立案する政策の調査	第18条	検討

前回の会議で出た意見（主なもの）



自治基本条例の条文にすると...（イメージ）

（市議会の役割及び責務）

- ・市議会は市の議決機関であり、市長その他の執行機関に対する監視機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実及び強化に努めるものとする。
- ・市議会は、積極的に市民等の意見を広く聞き、市政に適切に反映させるものとする。
- ・市議会は議会活動について積極的に市民等に発信し、また意見交換の場を作り、開かれた議会運営に努めるものとする。